

大阪宅建政治連盟
会長 阪井 一仁

生活保護住宅扶助の民間住宅における住宅家賃等の 代理納付制度の拡充に関する要望書

平素は当会諸活動に何かとご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成18年に生活保護法が改正された際に、住宅扶助費については、自治体から家主に直接納付できる「代理納付制度」が創設されました。被保護者に対して金銭給付をしている住宅扶助費について、家賃以外の使途に使われ、家賃を滞納する事例があることから、的確に家賃の支払いに充当されることが目的です。

厚生労働省が各自治体に出した「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例に係る留意事項」の通達によると「家賃等を滞納している被保護者に限らず、実施機関において適宜代理納付の対象者を定めることとして差し支えない」「被保護者の同意及び委任状等は要しない」とされております。

しかし、現状は各市町村により運用状況が異なっており、統一した運用・制度の拡充が求められます。

制度を有効活用することにより、家主の安心を得ることができ、被保護者に安定した住宅供給が図れます。

大阪府におかれましても、本制度を確実に遂行していただくことを要望いたしますので、速やかな改善に努めていただきますようお願い申し上げます。